

令和4年第30回公安委員会会議録

| | | | | |
|------------|-------------|--|-----|--------|
| 日 時 | 自午後 1時30分 | | 場 所 | 公安委員会室 |
| | 12月15日(木曜日) | | | |
| 会 議 出席者 | 公安委員 | 小野委員長 廣塚委員 甲斐委員 吉田委員 | | |
| | 警察職員 | 本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長 | | |

第1 定例会議

1 警察官B及び警察事務採用試験の実施結果について

(1) 警察官B採用試験の実施結果

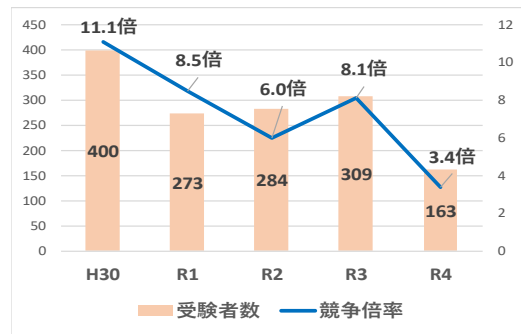
○ 男性

受験者数 163人
(-146人)

競争倍率 3.4倍
(-4.7ポイント)

合格者数 48人
(+10人)

【男性(過去5年間)】



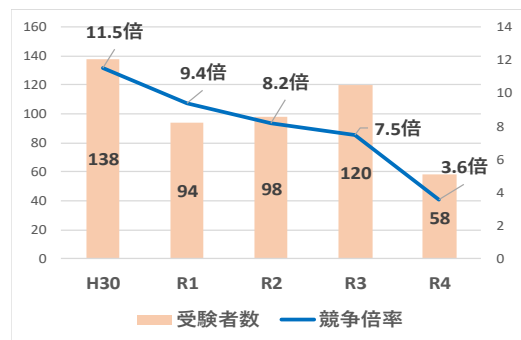
○ 女性

受験者数 58人
(-62人)

競争倍率 3.6倍
(-3.9ポイント)

合格者数 16人
(±0人)

【女性(過去5年間)】



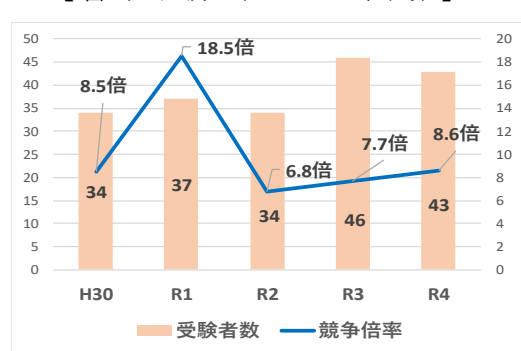
(2) 警察事務採用試験の実施結果

受験者数 43人
(-3人)

競争倍率 8.6倍
(+0.9ポイント)

合格者数 5人
(-1人)

【警察事務(過去5年間)】



※ () は前年比、競争倍率は受験者数を合格者数で除したもの

【委員からの質問等】

- 委員から、「今回の受験者数の減少は、構造的な問題なのか、一過性のものか。」旨の質問があり、警察側から、「今回の減少は、台風の影響により他県警等と試験日程が重なり、他の県警と当県警に応募していた者のうち、他の県警を第一志望とする人が当県警を受験しなかったことが要因であり、一過性のものと考え。しかし、そもそもの応募者の中に、熊本県警察を第一志望とする人がこの程度の人数だったとも言えるので、いかに申込者を増やすか、そして、いかに受験までつなげるかを工夫していきたい。」旨の説明があった。
- 委員から、「試験会場を増やすこと、試験日を早くすること等についても検討していただきたい。」旨の意見があった。

2 令和5年熊本県警察年頭視閲式の開催について

(1) 開催目的

新年の初頭に当たり、「安全で安心して暮らせる熊本の実現」に向けた警察の強固な姿勢と決意を部内外に示すとともに、警察職員の士気の高揚を図り、もって「県民の期待と信頼に応える強い警察」を確立するために実施するもの。

(2) 開催日時、場所

令和5年1月13日（金）午前10時00分から午前11時00分までの間
「熊本県警察学校グラウンド」

(3) 実施要領

ア 式次第

| | | | | | |
|---|----------|---|------------|---|------|
| ① | 開式宣言 | ⑤ | 視閲官訓示 | ⑨ | 訓練披露 |
| ② | 国旗・警察旗掲揚 | ⑥ | 公安委員会委員長挨拶 | ⑩ | 閉式宣言 |
| ③ | 視閲 | ⑦ | 来賓挨拶 | | |
| ④ | 通常点検 | ⑧ | 来賓紹介 | | |

イ 視閲官

警察本部長

ウ 部隊編成

指揮官 ～ 警備部長

副官 ～ 外事課長

部隊等 ～ 一般（制服）部隊、交通機動隊、

九州管区機動隊、音楽隊



令和4年年頭視閲式状況

エ 来賓

県知事、県議会議長、県議会教育警察常任委員会委員長、熊本市長、熊本地方検察庁検事正、警察官友の会会長、警友会会長、警友会顧問、公共安全協理会理事長、防犯協会連合会会長、交通安全協会会長、警察署来賓

【委員からの質問等】

- 委員から、「視閲式の様子を内外に紹介するために、ライブ配信しないのか。」旨の質問があり、警察側から、「ライブ配信は予定していないが、採用の関係のインスタグラムに画像を載せる予定である。」「報道機関にニュースで取り上げていただいたりもしている。」旨の説明があった。

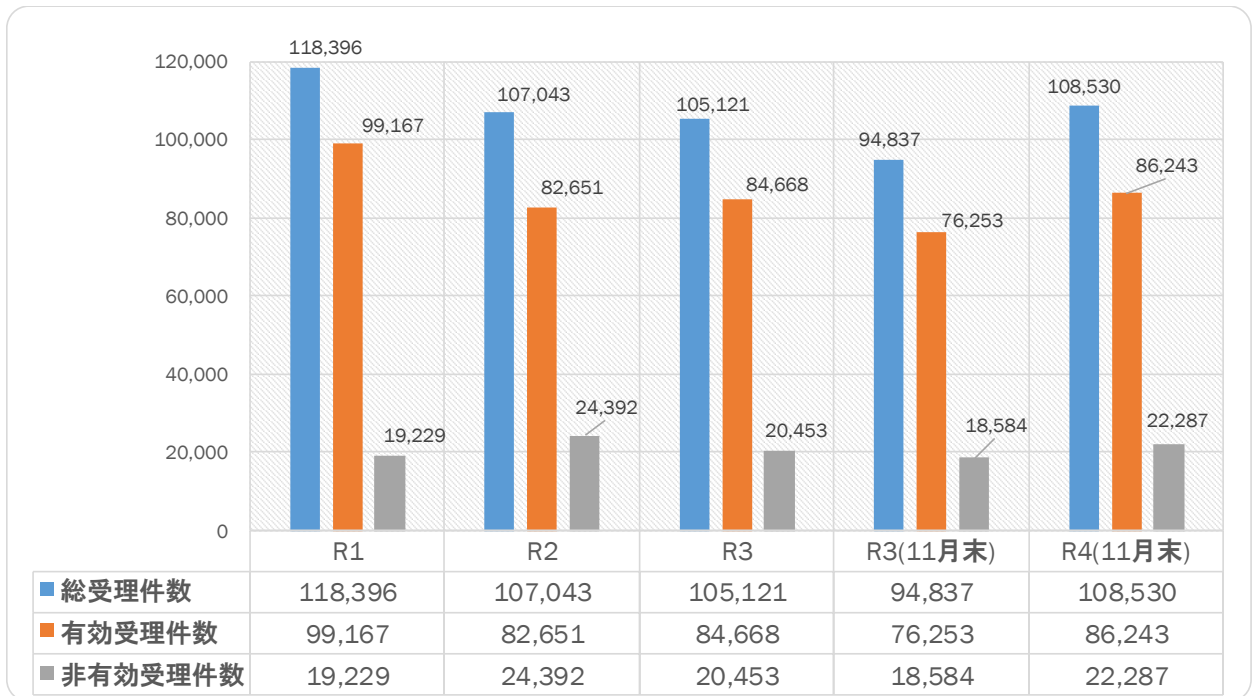
3 「110番の日」の取組について

(1) 「110番の日」について

警察庁は、昭和61年に110番通報制度の周知徹底と適切な利用促

進を図るため、1月10日を「110番の日」と定め、以降毎年、その日を中心に全国警察において各種広報啓発活動を実施

《 110番の受理状況（令和元年～令和4年11月末） 》



(2) 「110番の日」の取組

ア 警察本部

- (ア) 熊本聾学校学生に対する「110番の日」研修会の開催
 - ・ 日時～12月21日（水）午前10時
 - ・ 場所～警察本部8階 110番センター
- (イ) 警察本部庁舎における広報用横断幕の掲示
- (ウ) 県警ホームページへの「110番通報要領」等の掲載
- (エ) 外郭団体（県防犯協会、県交通安全協会）に対する広報依頼

イ 警察署

- (ア) 「広報ちらし」等を活用した広報啓発活動
- (イ) 交番・駐在所発行のミニ広報紙、自治体発行の広報誌への掲載
- (ウ) ケーブルテレビ等、地元メディアを活用した広報啓発活動

【委員からの質問等】

- 委員から、「興味や意識がない人に情報を届けることが重要だと思うので、チラシやミニ広報誌を活用した広報活動には引き続き力を入れてほしい。」旨の意見があった。
- 委員から、「いたずら等の非有効受理件数が非常に多いと分かった。こういう通報をAIで自動的に対処できるようになれば、効率よく働くことができると感じた。」旨の意見があり、警察側から、「110番は本来緊急通報なので、真に早期に対応すべき通報に対応できるよう、相談や各種手続きについての問い合わせ等の電話については、広報啓発活動等により『#9110』等に誘導するなど、振り分けを図っていきたい。」旨の説明があった。

第2 報告・決裁等

- 1 **犯罪被害者等給付金の支給裁定についての決裁**
広報県民課犯罪被害者支援室室長から説明があり、決裁が行われた。
- 2 **運転免許の取消し処分の取り消しについての決裁**
運転免許課課長補佐から説明があり、決裁が行われた。
- 3 **令和4年第28回公安委員会会議録の決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 4 **審査請求（R4.No.6）弁明書の報告**
公安委員会事務室から報告が行われた。